

2026 年 10 月 2 日

ダウンアンダーのエネルギー通信（2026 年 10 月）

一般財団法人日本エネルギー経済研究所
資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット
石油・石炭・鉱物資源グループ 研究主幹
高橋 禎明

今月のハイライト

今月は、豪州のエネルギー安全保障、資源供給、経済安全保障を巡る政策動向の中でも、特に「供給安定性」と「投資予見性」の観点から重要な 3 つの事例を取り上げたい。

一見すると石炭鉱山の許認可、ガス市場への介入、港湾インフラを巡る議論と、それぞれ異なる分野の話題に見える。しかし、その背景には、脱炭素政策、国内供給確保、国家安全保障を追求する中で、資源・エネルギー分野における事業性や制度的信頼性をどのように維持していくのかという共通の課題が存在している。

1 つ目は、Hunter Valley Operations (HVO) 継続案件に対する NSW 州独立計画委員会 (IPC) の条件付き承認である。本件は単なる炭鉱延長案件ではなく、Net Zero 政策と地域経済、雇用、資源供給、さらには長期投資の予見性をどのように両立させるかが問われた象徴的案件であった。最終的に IPC は気候変動への影響を認定しながらも、条件付きで長期操業を認める判断を下した。その背景と日本への示唆を整理する。

2 つ目は、豪州国内ガス留保制度 (DGRS) を巡る議論である。国内需給の逼迫や価格上昇への対応として政府介入を強化する動きが続く一方、市場参加者からは投資インセンティブや長期供給力への影響を懸念する声も出ている。国内供給確保と市場原理のバランスを巡る議論は、豪州のエネルギー政策の方向性を考える上で重要な論点となっている。

3 つ目は、ダーウィン港を巡る議論である。経済安全保障の観点から港湾インフラのソブリン・リスクで問われる中、国家安全保障と契約の安定性、さらには海外投資家から見た豪州の制度的信頼性との関係が注目されている。本件は単なる対中問題ではなく、豪州が経済安全保障を重視する中で、投資環境やソブリン・リスクをどのように評価すべきかという課題を提起している。

3つの事例はいずれも、豪州がエネルギー転換や経済安全保障を進める中で、供給安定性、投資予見性、制度的信頼性をどのように両立させるのかという共通課題を映し出している。本号が豪州の資源・エネルギー政策の方向性を読み解く一助となれば幸いである。

【今月紹介トピックス】

- I. [HVO 操業継続を IPC が条件付き承認—Net Zero と事業性・投資予見性の両立を模索した折衷案](#)
- II. [DGRS を巡る議論の本格化—国内供給確保と市場原理の間で揺れる豪州ガス政策](#)
- III. [ダーウィン港問題の再燃—経済安全保障と契約安定性が問う豪州投資環境の行方](#)

I. HVO 操業継続を IPC が条件付き承認—Net Zero と事業性・投資予見性の両立を模索した折衷案

2026 年 8 月末、Hunter Valley Operations (HVO) 継続操業案件を巡り、NSW 州独立計画委員会 (IPC) は追加情報の提出を求めるとともに最終判断を延期した。現行許可は 2026 年末に失効予定であり、2045 年までの操業延長申請が不許可となれば 2027 年以降の操業停止もあり得る状況であった。当時 IPC は、長期延長案に加え、急激な操業停止を回避するための段階的撤退シナリオの検討も求めており、本案件は脱炭素政策と地域経済・雇用の両立を巡る豪州の象徴的案件として注目を集めていた。

1. 長引く審査

規制当局側は、約 1,500 人の雇用や地域経済への影響を認識する一方、Net Zero 政策や近年の判例を踏まえ、気候変動影響をどのように評価するかという難しい課題に直面していた。これに対し事業者側は、6 年間に及ぶ審査の最終局面で短期撤退案の検討を求めることは手続き上の予見可能性を損なうものであり、20 年規模の鉱山計画と設備投資を前提とする事業と数年単位の暫定操業は全く異なる事業モデルであると主張していた。

2. 条件付き承認

こうした議論を経て、IPC は 9 月 30 日、HVO 継続案件を条件付きで承認した。これにより HVO North は 2045 年末まで、HVO South は 2042 年末までの

操業継続が認められた。一方で今回の決定は単純な「事業継続承認」ではない。IPC は温室効果ガス排出や気候変動への影響を明確に認定した上で、地域雇用、事業活動、社会・経済への便益を総合的に評価し、最終的に不許可ではなく条件付き承認を選択した¹。

また、今回の決定で注目すべきは、IPC が審査過程で求めた短期延長案や段階的撤退シナリオを最終的に採用しなかったことである。背景には、長期操業を前提として構築された鉱山計画、設備投資、インフラ運営、雇用維持などを数年単位の暫定操業へ置き換えることの難しさがある。事業者側は、長期継続を前提とする鉱山事業と撤退準備型の操業では事業モデルそのものが異なると主張していたが、IPC も最終的にはこうした事業性への影響を考慮したとみられる。

一方で、IPC は気候変動への影響を認定した以上、従来通りの無条件承認を選択することもできなかった。そのため、排出削減管理計画、再生可能エネルギー利用拡大、閉山・地域移行計画の策定など、事業継続に一定の制約や義務を課す形での承認を選択している。これは、脱炭素政策との整合性を確保しながらも、長期操業を前提として構築されてきた事業の継続性や投資予見性を維持しようとした判断と見ることができる。特に審査過程で議論となった短期延長案や段階的撤退案については、事業性や長期投資の合理性を大きく損なう可能性があったことから、最終的には採用されなかった。今回の決定は、脱炭素政策と事業性・予見性をどのように両立させるかという課題に対し、IPC が現実的なバランスを模索した結果と位置付けられる。

3. 今後の展望

HVO は日本の電力会社や鉄鋼会社にとって、高品質な一般炭および原料炭の重要な供給ソースの一つである。今回の承認によって、少なくとも現時点では 2040 年代までの長期操業見通しが維持されることとなった。エネルギー転換が進展する中でも石炭需要が直ちに消滅するわけではなく、移行期における安定供給の確保は依然として重要な課題である。今回の判断は、高品位炭の供給継続性

¹ Statement of Reasons for Decision HVO Continued Operations Project
<https://www.ipcn.nsw.gov.au/sites/default/files/2026-09/Statement%20of%20Reasons%20for%20Decision%20HVO%20Continued%20Operations%20Project%20%28SSD%2011826681%20%26%20SSD%2011826621%29.pdf>

という観点から、日本にとっても一定の安心材料と位置付けられる。また、本件の重要性は供給面だけではない。今回 IPC は気候変動への影響を認定しながらも、短期延長や段階的撤退といった事業性を大きく損なう選択肢は採用せず、条件を付した上で長期操業を認めた。審査終盤で長期投資の前提が大きく覆される結果となれば、豪州資源セクター全体の制度的信頼性や投資予見性への懸念が高まり、ソブリン・リスク評価にも影響し得た大きな案件である。この意味で今回の判断は、豪州が脱炭素政策を進める一方で、既存資源案件の事業性や投資予見性にも一定の配慮を示した事例として注目される。

もっとも、今回の決定によって全ての手続きが終了した訳ではない。今後は連邦政府による環境審査・承認プロセスが行われ、重要な段階を迎える。日本の関係者にとっては、単に HVO の供給継続が確保されたと捉えるのではなく、豪州が脱炭素政策、資源開発、投資予見性をどのように両立させようとしているのかを見極める上での重要な事例として注視していく必要があるだろう。

本件は環境政策と資源開発の対立にとどまらず、ハンター地域の雇用や産業基盤を巡る政治問題へと発展している。審査過程では、炭鉱存続が地域経済そのものの問題として議論され、近年支持を拡大している One Nation も炭鉱労働者や地域コミュニティの立場から積極的に関与している。今回の案件は、エネルギー安全保障、地域雇用、Net Zero 政策のバランスが豪州政治において依然として重要な争点であることを改めて示したと言える。

II. DGRS を巡る議論の本格化—国内供給確保と市場原理の間で揺れる豪州ガス政策

豪州連邦政府(DISR・DCCEEW)は2026年9月10日、国内ガス留保制度(DGRS)の法案(Exposure Drafts)を公表した²。本年5月に提示された初期枠組みに対し、国内外から提出された140件超のパブリックコメントを踏まえた修正案であり、2026年9月24日までパブリックコメントが行われた。

1. 法案パッケージの概要と実務的変更点

制度は次に示す3法案によって構成される³。

² 大臣プレス <https://www.minister.industry.gov.au/king/media/securing-more-affordable-gas-australians>

³ <https://consult.industry.gov.au/domestic-gas-reservation-scheme-exposure-drafts>

- ✓ Domestic Gas Reservation Bill 2026 (輸出許可制および国内供給義務：DSO)
- ✓ Domestic Gas Reservation (Consequential Amendments) Bill 2026 (「Gas Market Code」改定等の実務手続)
- ✓ Domestic Gas Reservation Levy Bill 2026 (制度運用・監視費用等の課徴金規定)

初期案からの主な変更点として、義務履行開始の 2028 年 1 月 1 日への延期(輸出許可申請は 2027 年 1 月開始)、留保ガスの前借り・繰り越しを可能にする「バンキング・メカニズム」の導入、再生可能ガスの需要減算、20~50 年の長期許可期間の設定が盛り込まれた。

2. 留保枠の設定方法と「需要連動」への軌道修正

当初案の「一律 20%強制」から、実際の需給ギャップや需要予測データに連動して「最大 20% (Up to 20% / 年間最大 200PJ)」の範囲内で設定・調整する設計に修正された。

- ✓ Grattan Institute などの独立系シンクタンクは、東海岸の実際の需要不足予測(年間約 140PJ / 約 3.8 MTPA)を大幅に超える一律 20% (約 15 MTPA 規模)の固定留保という当初の提案に対し、市場を激しく歪めるリスクを指摘していた。実需を無視した強引な留保は、国内価格を生産原価割れに追い込み、上流 (Upstream) 投資を凍結させて将来的なガス不足を加速させる懸念があったためである。
- ✓ 今回の草案で「20%」が一律の義務 (Floor) から「最大 20% (Up to 20%)」へと変更された点について、専門家からは「改善」というよりも「当初案の無理な設計が現実的なラインへ修正された(当然の正常化)」と受け止められている。留保枠を実需予測に応じて削り込める(実質的に数パーセント程度の追加供給に抑えられる)設計とすることで、供給網の破綻や投資減退という当初案に紐づく最悪のシナリオをひとまず回避させた状況にあると認識されている。

3. 「20%ベースライン」：市場のバッファー vs 投資意欲の減退

当初の「一律 20%強制」から「最大 20% (Up to 20% / 年間最大 200PJ)」へと表記が柔軟化されたものの、本ベースラインの合理性を巡っては政府と産業界の間で激しい議論が続いている。

- ✓ 政府側の論理（市場のバッファと価格抑止）：クリス・ボーエン・エネルギー相は、東海岸の予測不足量（年間最大 140PJ / 約 3.8 MTPA）に対し、豪州全体の輸出量（約 75 MTPA）の最大 20%（約 15 MTPA）という枠組みを置くことで、国内市場に「適度な過剰供給（Modest oversupply）」を生み出せると主張。これにより、スポット価格の跳ね上がりを防ぎ、需要家が競争力のある長期契約を結びやすくする狙いがあるとしている。
- ✓ 産業界・経済界の反論（市場の歪みと上流投資の減退）：実需の約 4 倍に達する潜在的留保枠をベースラインとすることは、人為的な過剰供給による価格調整リスクを招く。需要予測に基づくプロラタ（不足量に応じた比例）配分ではなく、広大な留保枠を据え置く姿勢は、新規ガス田開発や既存アセットへの上流投資意欲を削ぎ、長期的にはかえって供給不足を悪化させるという「逆効果」を強く懸念している。

4. 既存契約と「行政裁量権」を巡る構図

2025 年 12 月 22 日以前に締結された既存契約の保護方針が提示されたものの、DSO 軽減（Variation）の申請においては「DSO 履行が既存契約の不履行に直結することの証明」が事業者に義務付けられるなど、実務上のハードルが残されている。また、法案に明記された大臣の行政裁量権（Ministerial Discretion）について、留保率決定や免除適用を自動計算する客観的数値基準（フォーミュラ）が示されていない点が大きな議論を呼んでいる。

- ✓ ガス事業者の懸念：事業者は不履行証明の負担に懸念を示すとともに、「法に基づく正当な権限であっても、政治的要請や政権交代によって運用ルールが流動化する規制リスク（ソブリン・リスク）」を警戒している。
- ✓ 環境団体の懸念：環境団体は逆の立場から裁量権を問題視しており、政治的圧力によって免除が乱用され制度が「骨抜き」になる可能性を指摘している。さらに、国内供給を免罪符にした新規ガス田開発やインフラ延命が、豪州の Net Zero 目標達成を阻む抜け穴になると反発している。

このように双方が異なる動機から運用の明確なガイドライン策定を求めている状況である。9 月 24 日まで実施されたパブリックコメント期間を経て、法案は 2026 年後半に連邦議会へ提出される予定となっている。

日本を含む LNG 買主および豪州ガス事業者にとって、既存契約の不履行証明手続きの具体化の中身や「大臣裁量権」の運用とその範囲が、引き続き大きな論点であり、長期的・安定的な供給確保（国内外）への影響から注視が必要と考える。

Ⅲ.ダーウィン港問題の再燃—経済安全保障と契約安定性が問う豪州投資環境の行方

今年 5-6 月に豪州北部のダーウィン港を巡る紛争が国際的な注目を集めた。中国系企業 Landbridge Group は、豪州政府による港湾運営権回収の動きに対し、ICSID（投資紛争解決国際センター）への仲裁を申し立てたためだ。多くの報道はこれを豪中対立や対中安全保障問題として扱っている。それ以上に、近年各国で進む「経済安全保障」と「自由主義経済（制度的信頼性）」の関係を考える上で示唆に富む事例ではないかと考える。現在ガスの国内供給をめぐる連邦の動きもこのダーウィン港の視点と同じように思えなくもない。

1. ダーウィン港を巡る経緯

2015 年、豪州ノーザンテリトリ政府はダーウィン港の 99 年間の運営権を Landbridge Group に約 5 億豪ドルで付与した。この契約は公開入札を経て成立し、連邦安全保障当局や防衛当局による審査も実施された。さらに、その後の見直しにおいても契約解除を必要とする国家安全保障上の理由は確認されておらず、2023 年の連邦政府レビューでも「契約を変更または解除する必要はない」と結論付けられていた。

しかしその後、米中対立の激化やインド太平洋地域を巡る安全保障環境の変化のなかで、ダーウィン港の戦略的重要性が改めて注目されるようになった。2025 年の総選挙では与野党ともにダーウィン港を豪州側に戻す方針を掲げ、Anthony Albanese 首相も「ダーウィン港は豪州の手にあるべきだ」⁴と主張している。

⁴ Australian Parliament Parliamentary Library, *The Landbridge lease of the Port of Darwin*, https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_departments/Parliamentary_Library/Research/Policy_Briefs/2025-26/TheLandbridgeLeaseoftheportofDarwin

2. 契約違反ではなく、戦略環境の変化

ここで重要なのは、豪州政府が契約の違法性や事業者の契約違反を主張しているわけではない点である。政府の説明は一貫して以下の点に集約されているように思われる。

- ✓ 2015 年当時と現在では安全保障環境が異なる
- ✓ ダーウィン港は代替不能な戦略的インフラである
- ✓ 現在の地政学的状況を踏まえれば管理のあり方を再検討する必要がある

したがって本件の論点は、「過去の契約が適切だったのか」という点ではなく、「戦略環境の変化が、既存契約の再評価や破棄を含めてどこまで正当化し得るのか」という未来・将来のルール形成に関する問いではないだろうか。

3. 豪中問題を超えた視点—長期投資への影響

豪州国内外の論評では、単なる中国企業の是非にとどまらず、今後の投資環境や制度運営への影響に注目するものも少なくない。

- ✓ University of Technology Sydney の研究者らは、歴代政府や安全保障当局が問題なしとしてきた案件が、なぜ現在になって方針転換されたのかという点に着目している。投資家にとって重要なのは、現在の制度そのものだけでなく、「その制度が将来にわたってどの程度の一貫性を持つか」だからである。
- ✓ また、Financial Times 他もダーウィン港問題を「米中戦略競争の狭間にある豪州」という文脈で扱い、安全保障上の要請と投資環境への影響の双方を考慮すべき課題として整理している。
- ✓ 港湾、LNG、送電網、鉱山、水素、CCS などの資源・インフラ分野は、いずれも数十年単位で投資回収を行う事業である。そのため、制度の予見可能性（Predictability）は事業性を直接左右するコア要素である。

4. ダーウィン港の事例にとどまらない「豪州での制度リスク」の広がり？

こうした論点は港湾政策に限らない。近年の豪州では、異なる領域においても同様の拗れが生じている。

- ✓ 天然ガス分野における輸出規制・国内供給義務：国内エネルギー市場の安定と価格抑制を目的として、天然ガスの輸出管理や国内供給義務の強化が連邦政府主導で法制化に向けて議論されている。

- ✓ 石炭ロイヤルティ引き上げ：クイーンズランド州による石炭ロイヤルティの大幅引き上げは、州政府にとっては「資源価格高騰による州財政の財源確保」が目的とはいえ、出資・事業者側には投資後に事業の前提条件が変更されることで、事業採算性が大きく損なわれる結果となっている。

もちろん、ダーウィン港は「国家安全保障」、ガス政策は「国内供給安定」、石炭ロイヤルティは「財政・収益分配」と、それぞれの政策目的や法的背景は異なる。

しかし、事業者や投資家の視点に立てば、ここには共通点が存在する。それは、「長期投資の前提となった制度条件や契約が、その後の社会的・政治的要請の変化に応じて『後出し』で再評価・見直される」という点である。個別施策の是非や政策目的の正当性とは別に、こうした動きの積み重ね自体が「制度的予見可能性」を揺るがすリスクとして認識されつつあり、豪州での事業や投資を行う場合、大きな懸念や問題になりつつあることが本質ではないだろうか。

5. 経済安全保障時代の制度的信頼性とは

近年、米国、欧州、日本、豪州など、多くの先進国で経済安全保障は政策判断の中心的要素となりつつある。地政学リスクやサプライチェーンの脆弱性が顕在化した現在、国家が戦略分野で役割を強めること自体には一定の合理性がある。したがって、問題は「経済安全保障を強化すること」そのものではない。むしろ問われているのは、「経済安全保障が不可避な判断軸となる中で、いかにして制度的信頼性を維持するのか」という制度デザインの課題である。投資家や事業者にとって真に重要なのは、個別政策への賛否そのものではなく、事業や長期投資を支える以下の原則が担保されているかどうかであるはず。

- ✓ 契約の尊重
- ✓ 政策変更における判断基準の透明性
- ✓ 環境変化に伴う見直しの予見可能性
- ✓ 正当かつ適切な補償・救済手段
- ✓ 国際社会・投資家に対する一貫した説明原理

ダーウィン港問題は、単に豪州一国の判断を問う事例にとどまらない。国家安全保障という要請と法治主義に基づく事業や投資ルールをどのように両立させるかという、先進国共通の課題なのではないだろうか。ICSID（仲裁手続）の行方だけでなく、今後各国政府がどのようなルールと説明責任のもとで戦略インフラを管理

していくのか。特に豪州では今回の港湾運用での事例は、少なからずエネルギー・資源分野における長期投資の判断を左右する重要なシグナルになると思われる。

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp